



大津市公報

令 和 7 年 6 月 1 日
号 外 （第 30 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

- 告 示
- 147 令和7年度の国民健康保険料に係る保険料率等について…………… 1

告 示

大津市告示第147号

令和7年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「国民健康保険料の賦課額」という。）の保険料率、国民健康保険料の賦課額の減額に係る額並びに未就学児及び未就学児がある世帯に係る国民健康保険料の均等割の賦課額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項（第18条第3項、第18条の3第2項及び第18条の3第5項において準用する場合を含む。）、第13条の5の5第3項（第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合、第18条の3第3項において準用する同条第2項において更に準用する場合及び同条第6項において準用する同条第5項において更に準用する場合を含む。）及び第13条の9第3項（第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	介護納付金賦課額の保険料率
所得割	100分の7.1	100分の2.6	100分の2.5
被保険者均等割	1人について 30,300円	1人について 11,100円	1人について 10,800円
世帯別平等割	1世帯について 19,800円	1世帯について 7,500円	1世帯について 5,400円

2 条例第18条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の賦課額の減額に係る額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号アに規定する額	21,210円	7,770円	7,560円
条例第18条第1項第1号イに規定する額	13,860円	5,250円	3,780円
条例第18条第1項第2号アに規定する額	15,150円	5,550円	5,400円
条例第18条第1項第2号イに規定する額	9,900円	3,750円	2,700円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	6,060円	2,220円	2,160円
条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,960円	1,500円	1,080円

3 条例第18条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び同条第4項（同条第6項において

準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の均等割の賦課額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等 賦課額
条例第18条の3第1項に規定する額	15,150円	5,550円
条例第18条の3第4項に規定する額（第18条第1項第1号に掲げる納付義務者に対して課する場合に限る。）	4,545円	1,665円
条例第18条の3第4項に規定する額（第18条第1項第2号に掲げる納付義務者に対して課する場合に限る。）	7,575円	2,775円
条例第18条の3第4項に規定する額（第18条第1項第3号に掲げる納付義務者に対して課する場合に限る。）	12,120円	4,440円